

金品受取り問題等に係る、 業務改善の実行状況について

2020年11月 3日

関西電力株式会社

報告徴収命令に係る経緯	業務改善命令に係る経緯	備考
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2019年9月27日 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞報道により金品受取事案の発覚 ・経産省から「報告徴収命令」を受領 ◆ 2020年3月14日 <ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会から「調査報告書」を受領 ・経産省へ「報告徴収命令に対する報告」を提出 ◆ 2020年7月22日 <ul style="list-style-type: none"> ・金品受取りの新たな事実の判明 ◆ 2020年10月6日 <ul style="list-style-type: none"> ・社外弁護士による追加調査の「調査報告書」を受領 ・経産省へ「報告徴収命令に対する追加報告」を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020年3月16日 <ul style="list-style-type: none"> ・経産省から「業務改善命令」を受領 ◆ 2020年3月30日 <ul style="list-style-type: none"> ・経産省へ「業務改善計画」を提出 ◆ 2020年6月29日 <ul style="list-style-type: none"> ・経産省へ「業務改善計画に係る具体的施策の決定・実行状況」を提出 ◆ 2020年10月13日 <ul style="list-style-type: none"> ・経産省へ「業務改善計画に係る具体的施策の決定・実行状況」を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者委員会報告で、嘱託等報酬の補填の事実が発覚（3/14） ・嘱託等の報酬補填の件、コンプライアンス委員会の調査を終え、公表（8/17）

第三者委員会の調査報告書において、本件（金品受取り）事案の原因は、

- ・ 業績や事業活動をコンプライアンスに優先させるべきではないという意識を欠いたこと
- ・ 透明性を欠く「誤った地元重視」が問題行為を正当化していたこと
- ・ 原子力事業本部が閉鎖的で、同部に対するガバナンスが不足していたこと
- ・ 身内に甘い脆弱なガバナンス意識
- ・ 経営陣が、本件問題と正面から向き合い、是正する決断力を欠いたこと

であると指摘されている。

そして、これらの背景にある根本的な問題は、ユーザーや社会一般の視点が欠落してしまう

「内向きの企業体質」とであると、厳しく指摘されている。

（１）コーポレートガバナンスの認識の欠如

- 退任役員への処遇は会長の専権という暗黙の了解
- 秘書室の体制及びそこから醸成される経営陣の意識
- チェック体制・意識の欠如
- 人事・報酬等諮問委員会の軽視
- 会長・相談役が影響力を行使することの弊害

（２）コンプライアンスの意識の欠如

（３）公共事業を担う者としての自覚の欠如

1	役職員の 責任の所在の明確化	(1) 経営責任 (2) 新社長の就任 (3) 主な行為態様別の責任 (4) 嘱託等報酬の件 (5) 監査役の報酬返上
2	法令等遵守体制の抜本的強化並びに 法令等遵守を重視する健全な組織風土の醸成	(1) 外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築 ① 「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス推進室」の新設 ② 問題事象発生時の報告体制の整備 (2) コンプライアンス意識の醸成・徹底 ① 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ② コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し ③ コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化
3	工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立	(1) 工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し ① 実施権限と契約権限の分離 ② 「調達等審査委員会」の新設 (2) 工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 ① 特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止 ② 事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止 ③ 元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止 ④ 特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注の禁止 ⑤ 寄付金・協力金の不透明な拋出の禁止 (3) 子会社からの発注の透明性確保 (4) 不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処
4	上記を確実に実行し、定着を図るための新たな経営管理体制の構築	(1) 外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築 ① 企業統治形態の見直し ② 外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ③ 監査機能の強化 (2) 原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築 ① 原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 ② 風通しの良い組織の創生に向けた取組み

① 「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス推進室」の新設

- コンプライアンスに係る監督機能を強化するために、社長等執行から独立した「コンプライアンス委員会」を取締役会直下の委員会として新設し、これまで6回開催しています。
- また、コンプライアンスに係る推進機能を強化するために、執行側に「コンプライアンス推進室」を総務室から独立した組織として新設しました。

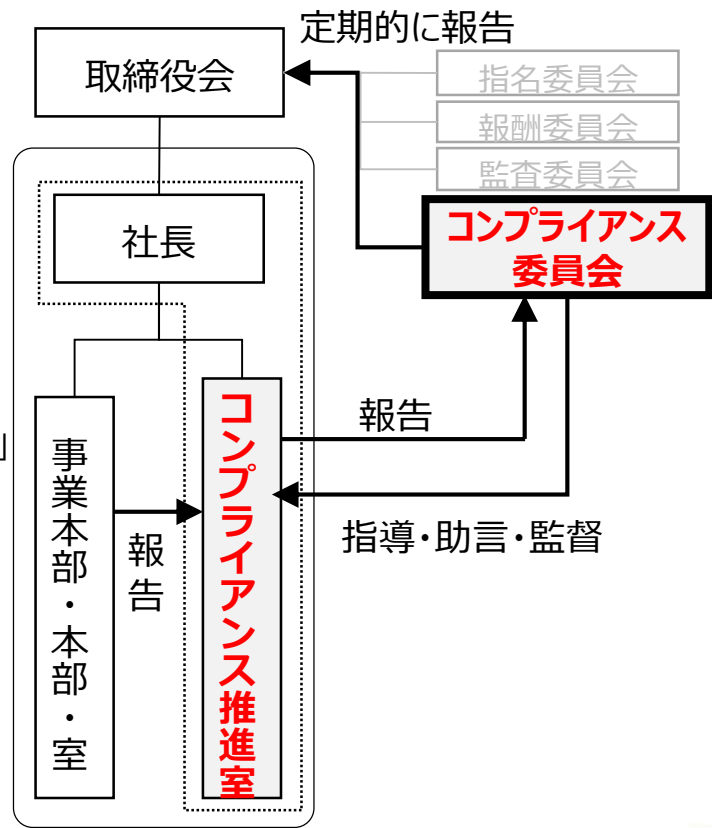
◆ 「コンプライアンス委員会」(2020年4月28日設置)

○ 構成

- ・委員長(社外) : 中村 直人 弁護士
- ・社外委員 : 松山 遙 弁護士
: 中谷 常二 近畿大学教授
- ・社内委員 : 関西電力(株) 執行役社長 森本 孝
: 関西電力送配電(株) 取締役社長 土井 義宏

[開催状況]

- 第1回: 5月18日「コンプライアンスの体制強化と意識の醸成・徹底に向けた今後の取組み事項・進め方等について」
- 第2回: 6月12日「コンプライアンス推進に係る基本方針の見直しの方向性等について」
- 第3回: 7月22日「子会社における金品受取りの新たな事実の判明に伴う追加調査に関して」
- 第4回: 8月17日「役員退任後の嘱託等の報酬に関する調査報告書について」
- 第5回: 10月6日「子会社における金品受取りの新たな事実を踏まえた追加調査の結果について」
- 第6回: 10月12日「原子力部門におけるコンプライアンスの取組み状況、業務改善計画の進捗状況等について」



◆ 「コンプライアンス推進室」(2020年4月10日設置)

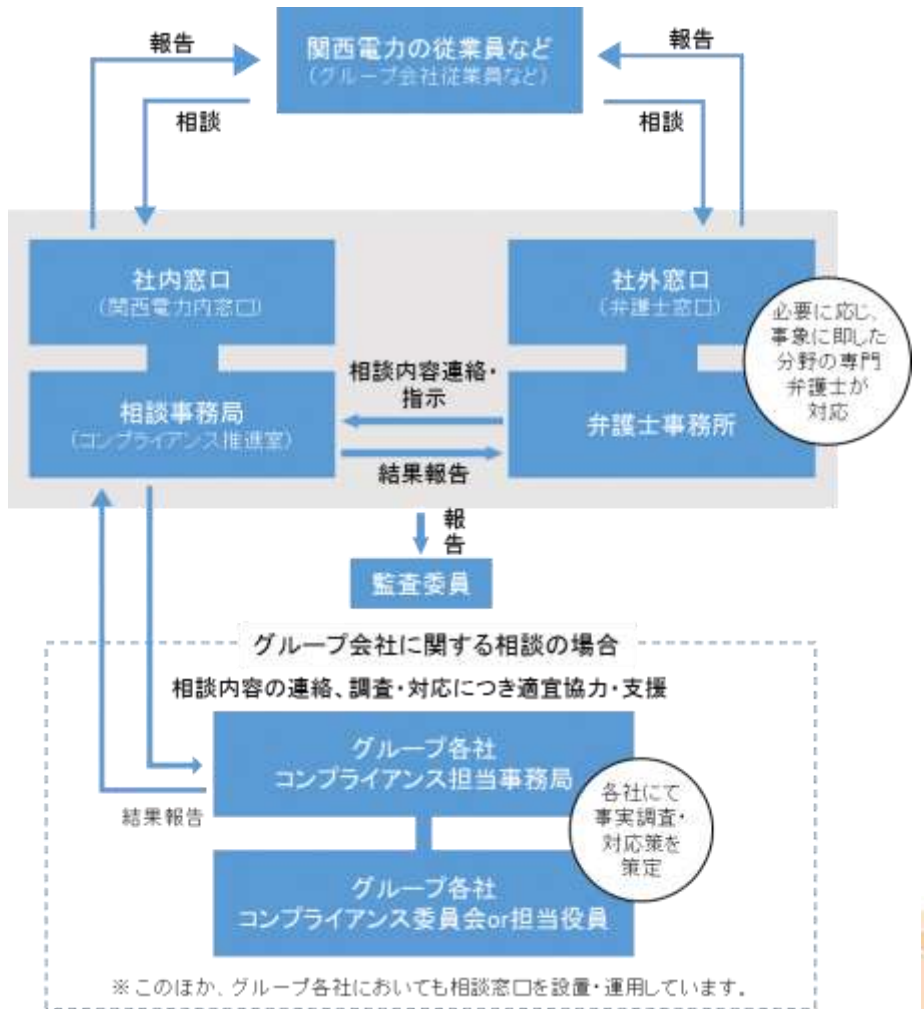
- 法的知見を有するスタッフの他、多様な職歴を有するスタッフで構成し、執行側において、当社グループのコンプライアンス推進計画の策定、実施および問題事象への対応を担う

②問題事象発生時の報告体制の整備

○ コンプライアンス上問題となる事象について上司等への報告を義務化するなど、内部通報・相談の仕組みの充実を図っています。

◆ 関西電力グループコンプライアンス相談窓口

<p>相談内容・方法</p>	<p>○ 当社が開設している「コンプライアンス相談窓口」は、<u>各種法令違反、不適切な職場の業務運営といった職場や業務におけるコンプライアンス上疑問を感じる</u>ことについて相談を電話、電子メール、封書または面談で受け付けています。</p>
<p>利用対象者</p>	<p>○ 当社グループ各社の役員・従業員に加えて、取引先の従業員の方の利用も可能でリスク情報が広く収集できる体制となっています。</p>
<p>受付体制</p>	<p>○ 窓口は匿名での相談を可能としたり女性相談員を配置するなど、相談しやすい環境整備に努めています。</p>
<p>事後対応</p>	<p>○ 受け付けた相談については、事実調査の後、必要に応じて問題への対応をおこないます。</p>



① 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立

- 改革を進めるにあたり、社長から全てのステークホルダーの皆さまに対する宣誓として、以下の4点をお約束し、それを役員が自らの言葉で従業員に伝え浸透を図るためのコミュニケーションを実施しています。
- また、当社グループの役員・従業員が遵守する行動規範として、社長宣誓の趣旨や贈答・接待の厳正化について、関西電力グループCSR行動憲章に明記しました。

◆ ステークホルダーの皆さまに対する宣誓（2020年3月30日）

1. 私は、関西電力グループのトップとして、「業績や事業活動をコンプライアンスに優先させることは断じてあってはならない」と肝に銘じ、法令遵守はもとより、時代の要請する社会規範とは何かを常に「ユーザー目線」で考え、それに則って行動し続けることを約束します。
2. 私は、そのために必要であれば、いかなる社内慣行やルール、組織・体制等であっても、ためらうことなく、改めるべきを改めていくことを約束します。
3. 私は、これらを自ら徹底して実行し続けることによって、改革への強い意志を当社グループの隅々にまで拡げ、関西電力グループ全体として、誠実で、透明性の高い開かれた事業活動を継続していくことを約束します。
4. 私は、ステークホルダーのみなさまからの信頼を損なうような事態が発生したときには、速やかに原因究明と再発防止に努め、自らの責任を明確にすることを約束します。

② コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的見直し

- コンプライアンス意識を醸成するため、コンプライアンス推進に係る基本方針や社内規定について、「憲章」新設の要否も含め、必要な見直しを行うこととしています。
- また、2019年12月に「贈答および接待の取扱いに関する規程」を定めましたが、「当社が贈答・接待する場合」のルール化についても方向性を決定しました。

◆ 贈答および接待の取扱いに関する規程

- ・ 贈答を受けてはならない
- ・ 接待を受けてはならない
- ・ やむを得ず贈答、接待を受けた時は、会社に報告し、贈答品の返却等の必要な対応を行う 等

③ コンプライアンス等にかかるトレーニング、研修の強化

- 役員については、社外の有識者と定期的に議論する場を設ける等、トレーニングの強化を図っていきます。
- 従業員についても、他業や公務員倫理研修を参考にした新たな研修を計画するなど、従前の研修体系を強化していきます。

◆ 社外の有識者との議論の開催実績

- ・ 2019年12月:危機管理広報
- ・ 2020年 2月:不祥事の原因メカニズム
- 9月:金品受取問題の発生メカニズム

① 実施権限と契約権限の分離

○ 工事の発注・契約等に係る牽制機能強化のため、工事等所管部門が有している契約権限を、事務用品の購入やシステム開発等の高度に専門性の高い委託業務等を除き、調達部門に移管しました（2020年6月25日）。

② 「調達等審査委員会」の新設

○ 工事の発注・契約に係る業務、寄付金・協力金に係る業務の適切性、透明性を確保するため、外部の専門家等で構成される「調達等審査委員会」を新設し、社内審査を経た工事の発注・契約案件等の事後審査を行う仕組みを構築し（2020年4月28日）、運用しております。

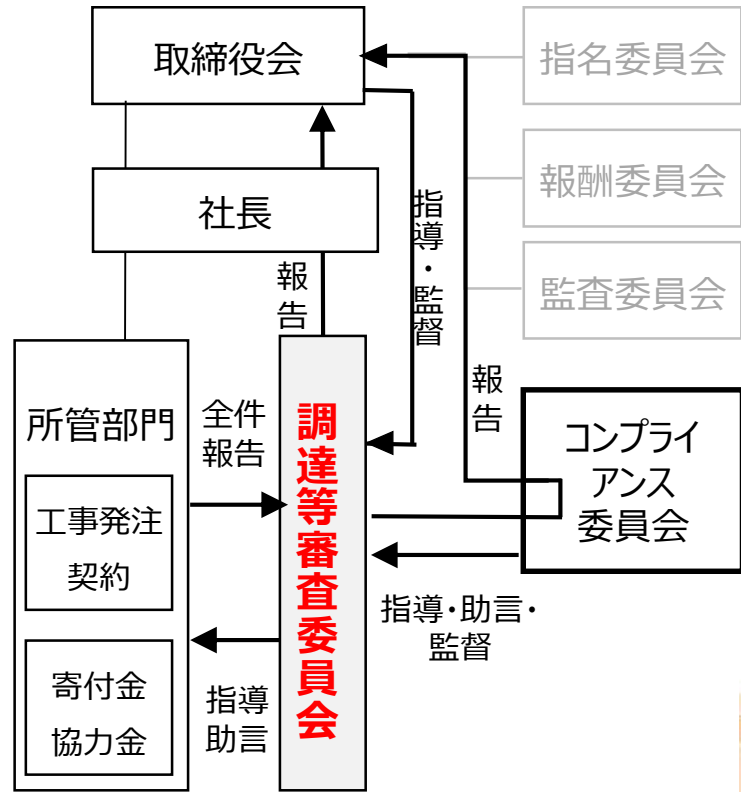
◆ 「調達等審査委員会」（2020年4月28日設置）

○ 構成

- ・委員長（社外）：瀧 洋二郎 弁護士
- ・社外委員：高田 篤 公認会計士
石亀 篤司 大阪府立大学教授
- ・社内委員：彌園 豊一 関西電力(株) 執行役副社長
コンプライアンス推進室担当役員

[開催状況]

- 第1回: 5月26日「工事の発注や寄付金等の手続きに関する社内標準の適切性や今後の審査方法等」
- 第2回: 6月19日「工事の発注や寄付金等の手続きに関する社内規定の適切性や今後の審査方法等」
- 第3回: 7月30日「個別案件（調達、寄付金）の審査結果」
- 第4回: 10月8日「個別案件（調達、寄付金）の審査結果や自部門契約牽制強化の仕組みづくりについて」



- 取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制である指名委員会等設置会社へ移行しました（6月25日）。
- また、社外取締役が、執行側の意思決定の場に参加するなど、意思決定の客観性を高めています。

① 企業統治形態の見直し

- 指名委員会等設置会社へ移行
- コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定

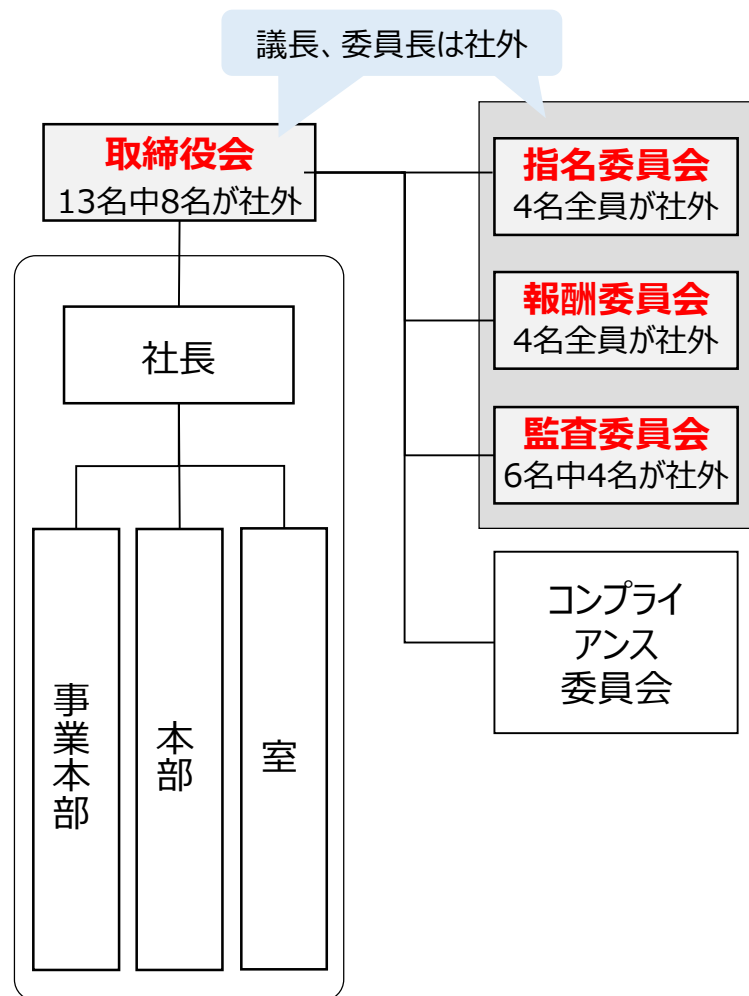
② 外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化

- 取締役会の議長は、社外出身者の取締役会長が担う
- 指名・報酬・監査の法定3委員会の委員長は、独立社外取締役が担う
- 役員的人事処分について、指名委員会および報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定
- 役員退任後に相談役、顧問、嘱託等を委嘱する場合、委嘱の必要性、業務内容、報酬について、指名委員会および報酬委員会における審議を経て、取締役会で決定

③ 監査機能の強化

- 監査委員会の委員長が、コンプライアンスを含め様々な案件について主体的に調査し、取締役会に報告する仕組みとし、コンプライアンス委員会とあわせ、社長等執行に対し、複眼的に監査、監督できる体制を構築
- 監査委員会が監査の前提となる情報収集を適時かつ網羅的に行えるようサポートする事務局として監査委員会室を設置。各部門の多様な職歴を有する者で構成

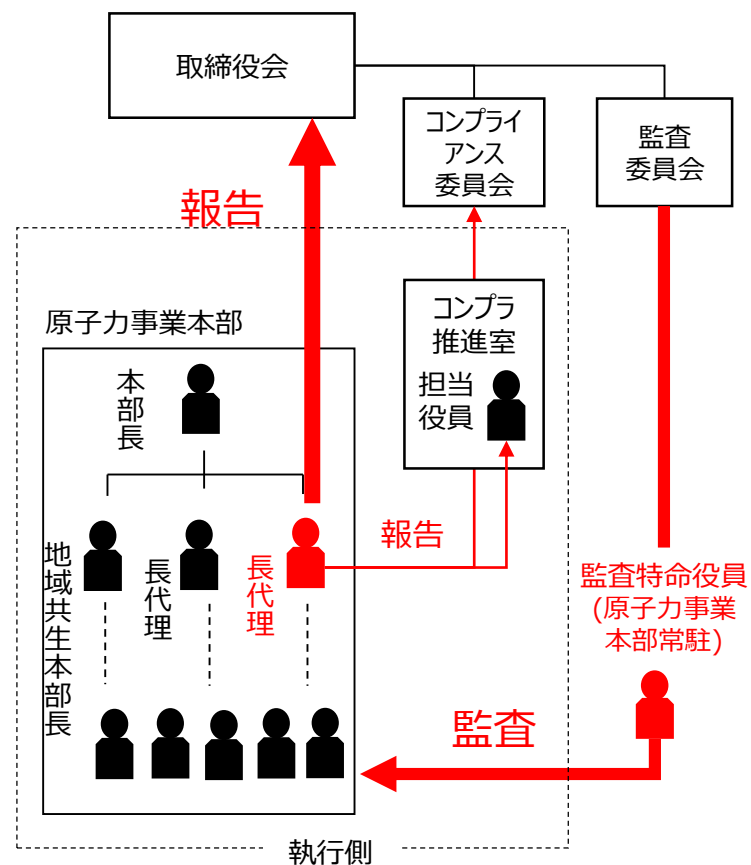
【ガバナンス体制】



○ 原子力事業本部に、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になるよう、コンプライアンスと管理部門を所管する本部長代理を設置し、監査委員会スタッフとして、本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部への監督、監査機能を強化しました(2020年6月25日)。

① 原子力事業本部に対する牽制と支援の強化

- コンプライアンス・管理部門を所管する職位として、本部長代理を新設（原子力事業本部に常駐）
本部のコンプライアンス推進状況について、コンプライアンス推進室担当役員、コンプライアンス委員会および取締役会長に報告する
- 原子力事業本部への監査機能の強化を目的に、監査委員会のスタッフとして、原子力事業本部に常駐する監査特命役員を任命
- 原子力事業本部のコンプライアンスに係る推進機能を強化するため、「コンプライアンス推進グループ」を設置
- 本部の主要な会議に、経営企画、経理、人財・安全部門等、他部門の役員が参画



○ 原子力事業本部が、健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織となるよう、取締役会等の原子力事業本部での開催や、社外を含む役員による原子力事業本部メンバーとの定期的な対話、他部門等との人材交流を進めています。

② 風通しの良い組織の創生に向けた取り組み

- 取締役会、コンプライアンス委員会等を、定期的に美浜町所在の原子力事業本部にて開催
- 組織の閉鎖性を払拭するため、社外役員や他部門の役員が、原子力事業本部の幅広い層との対話を実施
- 将来の原子力事業を担う人材に他部門や社外での経験を付与するとともに、他部門の人材を受け入れ

[原子力事業本部での取締役会開催、社外取締役と幹部との懇談・従業員の対話]
2020年9月28日



取締役会



幹部との懇談



従業員との対話

[社外取締役による発電所視察]
2020年9月29日



発電所構内の視察



発電所所員への訓示

嘱託等報酬の件に関する調査結果

◆ 概要

- 一部役員の後任後の嘱託等報酬に、過去の経営不振時の役員報酬削減分や金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税分に対する補填が認められた問題について、コンプライアンス委員会による調査を実施。

◆ 調査方法等

- 関係資料の調査
- デジタル・フォレンジック(役職員等：15名)
- ヒアリング(役職員及び元役職等：25名)

◆ 主な調査結果(8/17公表)

- 役員報酬削減分の補填については、経営判断が適切になされたとはいえず、本件を決定した役員には善管注意義務違反がある。
- 追加納税分の補填についても、その判断は著しく不合理であり、同様に善管注意義務違反がある。
- 過去20年の報酬支払実績の検討等を行ったが、本件に類似する事案が他に存在したとは認められない。

新たな金品受取りの事実に関する調査結果

◆ 概要

- 当社内部通報窓口への連絡をきっかけに、子会社である(株)KANSOテクノスを調査し、金品受取りの事実を確認。その後、コンプライアンス委員会の指導・助言も踏まえ、社外弁護士による追加調査を実施。

◆ 調査方法等

- ホットライン(メール等による情報提供：21名)
- 電話(子会社6社の役員等：251名)
- 書面(8名)
- 関係資料の調査
- ヒアリング(追加調査が必要な者：7名)

◆ 主な調査結果(10/6公表)

- 6名(うち、故人3名)の金品受取りの事実が判明(他に1名が前回の調査で判明した金額以上の受領)

	内容	実施時期
	健全かつ適切な業務運営に取り組むための法令等遵守体制の抜本的な強化ならびに法令等遵守を重視する健全な組織風土の醸成	
1	(1) 外部人材を活用したコンプライアンス体制の再構築 ①「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス推進室」の新設 ②問題事象発生時の報告体制の整備	①委員会：4/28済、推進室：4/10済 ②6/29済
	(2) コンプライアンス意識の醸成・徹底 ①役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立 ②コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直しの方向性決定 ③コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化	①3/30済 ②6/22済 ③6/22一部済
	工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立	
2	(1) 工事の発注・契約手続き等に係る仕組みの見直し ①実施権限と契約権限の分離 ②「調達等審査委員会」の新設	①6/25済 ②4/28済
	(2) 工事の発注・契約手続き等に係る不適切な運用の禁止 ①特定の個人や企業のみを対象とした工事の発注・契約等に係る事前情報提供の禁止 ②事前発注約束につながる個別の工事の発注・契約等に係る金額の開示の禁止 ③元請会社の工事の発注・契約等に対する不適切な関与の禁止 ④特定の個人や企業に対する合理性のない特命発注の禁止 ⑤寄付金・協力金の不透明な拠出の禁止	①～④4/24済、6/23改正 ⑤4/24、28済、6/23改正
	(3) 子会社からの発注の透明性確保（ルールの見直しなど厳正化）	6/19済、調達等審査委員会で確認済
	(4) 不適切な事象が判明した取引先への厳正な対処	3/30済、再発防止策を今後評価

	内容	実施時期
	新たな経営管理体制の構築	
3	(1) 外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築 ①企業統治形態の見直し ②外部の客観的な視点を重視した監督機能の強化 ③監査機能の強化	6/25済
	(2) 原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築 ①原子力事業本部に対する牽制と支援の強化 ②風通しの良い組織の創生に向けた取組み	①6/25済 ②6/25、9/28済
	その他	
4	(1) 子会社における金品受取りの新たな事実 ①内部通報をきっかけとした調査の実施 ②①を踏まえた追加調査 ③追加調査を踏まえた取組み事項 a.関西電力社長からグループ各社の役員および従業員にメッセージ発信 b.役員トレーニングのグループ各社への展開 c.調達等審査委員会による子会社からの発注案件に対する個別審査	①7/22済 ②10/6済 ③a.10/7済 b.検討後、速やかに実施 c.次回以降審査を開始

関西電力の事案に係る経済産業省の対応状況

経済産業省

◆令和元年9月27日(金)

- ・朝刊各紙が関西電力役職員の金品受領を報道。
- ・関西電力に対し、電気事業法に基づく報告徴収命令を発出。

◆令和2年3月16日(月)

- ・関西電力に対し、電気事業法に基づく業務改善命令を発出。
※業務改善命令の発出手続に瑕疵があったため、同一内容の命令を29日付で改めて発出

<概要>

- ①役職員の責任の所在の明確化
 - ②法令等遵守体制の抜本的な強化及び健全な組織風土の醸成
 - ③工事発注等に係る業務の適切性・透明性の確保のための業務運営体制の確立
 - ④新たな経営管理体制の構築
- 3月末までに、再発防止のための業務改善計画の提出を求める。
 - その上で、必要な取組の対応状況について、6月末までに報告を求め、その後も経産省のフォローアップへの誠実な対応を求める。

◆令和2年3月30日(月)

- ・関西電力が経済産業省に業務改善計画を提出。

◆令和2年6月29日(月)

- ・関西電力が経済産業省に業務改善計画の実行状況を報告。
「当省は、引き続き、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の取組をフォローアップするとともに、同社を含めた電力各社に対して、コンプライアンスの向上を含めた適正な事業運営に向けた不断の取組を求めてまいります。」(経産省プレスリリースより)

◆令和2年7月22日(月)

- ・関西電力が新たに判明した子会社(KANSOテクノス)における金品受領について発表。

◆令和2年10月6日(火)

- ・関西電力が経済産業省に報告徴収命令への追加報告を提出。

◆令和2年10月13日(火)

- ・関西電力が経済産業省に業務改善計画の実行状況を報告。
「当省は、引き続き、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社に対して、適切かつ公正な事業運営に向けた不断の取組の徹底を求めてまいります。」(経産省プレスリリースより)